

城里町への太陽光発電施設開発に関するQ & A

Q 1 : 太陽光発電設備を設置したいのですが、開発許可は必要ですか？

A 1 : 都市計画区域内外で必要性が異なります。

- ・都市計画区域内（未線引き含む）

原則として、1ヘクタール以上の開発行為には県知事の開発許可が必要です。

- ・都市計画区域外

原則として、開発許可は不要です。ただし、農地法や森林法等、他法令の規制がかかる場合があります。

Q 2 : 城里町で太陽光発電を設置する際、町への申請は必要ですか？

A 2 : 町として独自の許可制度はありません。ただし、以下の点で町への届出や相談が必要になることがあります。

- ・農地転用

農地を利用する場合、農業委員会への農地法4条や5条申請が必要です。

- ・林地開発

森林を転用する場合、森林法に基づく許可が必要です。

- ・景観や環境影響

周辺住民への影響や景観保全について、事前相談をお願いしています。

Q 3 : 農地に太陽光を設置したいのですが？

A 3 : 農地をそのまま利用しての設置はできません。農地転用許可が必要となります。転用可否については農業委員会にご相談ください。

Q 4 : 山林に設置する場合はどうなりますか？

A 4 : 面積が1ヘクタールを超える場合は、森林法に基づく林地開発許可が必要です。1ヘクタール未満でも届出が必要な場合がありますので、必ず事前にご確認ください。

Q 5 : 町としては太陽光発電の導入を積極的に認めていますか？

A 5 : 再生可能エネルギーの推進は重要と考えていますが、住環境や景観、農地・森林の保全も重視しています。そのため、住民トラブル防止や自然環境への配慮を前提とした導入をお願いしています。

Q 6 : 住民からの反対や苦情があった場合はどうなりますか？

A 6 : 町は事業者と住民の間に入って調整を行うことはありません。ただし、事業者に対しては事前の住民説明会の実施をお願いしています。トラブル防止のため、計画段階から住民への丁寧な説明を行ってください。

Q 7 : 電力会社との系統連系の相談は町でできますか？

A 7 : 電力会社との接続契約は事業者と電力会社との間での協議になります。町では対応できませんので、直接東京電力など電力会社へお問い合わせください。

Q 8 : その他に注意すべき法律はありますか？

A 8 : 電気事業法（出力 50kW 以上は保安規定など）、景観法、文化財保護法（遺跡・文化財がある場合）、水利関係（河川法、農業用水利用など）等の法律も関係する場合があります。

※「城里町における太陽光発電施設の設置関連法令チェックリスト」を参考にしてください。なお、茨城県への確認等が必要な法令関係等は、ガイドラインに従い別途対応してください。